

横須賀市立久里浜中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定
令和5年4月1日改訂

1 いじめ防止等に向けた基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

《いじめの定義》

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止等に向けた教職員の基本姿勢

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という一貫した姿勢を貫きます。
- (2) 「いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうる問題である」という認識を持ちます。
- (3) 教職員の活動が、生徒に大きな影響を及ぼすことを常に意識して指導にあたります。
- (4) 小さなサインを見逃さず、生徒たちの声に耳を傾け、真剣に受け止めるための姿勢を持ちます。
- (5) いじめを受けている生徒の立場に立って考え、初期段階から組織（チーム）で対応します。
- (6) 道徳や特別活動などで人間関係を豊かにする教育を計画的に実践します。
- (7) 学校や子どもの様子を積極的に家庭・地域に情報発信し、保護者・地域との連携を深めます。

3 いじめ防止等に向けた教職員の基本姿勢

いじめの防止等を実効的に行うため、次の構成員により「いじめ対策委員会」を設置し、全体会を年に2回おこないます（表1）。

また、その活動をより効果的にするために、週に1回の「生徒指導情報連絡会」（表2）、週に1回の「支援教育委員会」（表3）を活用し、情報の共有する中で、いじめ防止に関わる取り組みの企画立案、対応策検討をおこないます。

学校の教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応します。

(1) 会議の開催形態および取り組む内容

① 「いじめ対策委員会」(全構成員による会議)

・外部関係機関を含めたすべての構成員が集まり、いじめ防止等の取組の検討、検証を行います。

② 「いじめ対策委員会」(校内メンバーによる会議) および活動内容

・生徒指導係連絡会(週1回) 生徒支援係会(週1回)をあてます。生徒の問題行動等に係る情報の共有、いじめ防止等に係る取組方針の企画立案などのための打ち合わせを行います。いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議します。

表1 いじめ対策委員会

学校内		学校外	
校長	1 学年主任	協議会会長	PTA 会長
教頭	2 学年主任	協議会委員	PTA 副会長
生徒指導担当	3 学年主任		PTA 副会長
支援コーディネーター	特別支援学級主任		
養護教諭	管理グループリーダー		
教務グループリーダー	スクールカウンセラー		
登校支援相談員			

※ 協議会とは「学校運営協議会の略称とする

表2 生徒指導係連絡会

校長	支援コーディネーター	1 学年主任	1 学年生徒指導担当
教頭	養護教諭	2 学年主任	2 学年生徒指導担当
生徒指導担当		3 学年主任	3 学年生徒指導担当
		特別支援学級主任	

(2) 年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめの早期発見の取組、早期対応の取組、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定めます。(別紙参照)

3 いじめの未然防止

- (1) いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。
- (2) 職員が生徒を一人の人間として尊重し、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけます。
- (3) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- (4) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、個に応じた授業づくりを進めます。

- (5) 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。
- (6) 二者面談・三者面談やアンケート調査等を通じて生徒の置かれている状況の把握に努めます。
- (7) いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。そのための情報発信に努めます。
- (8) インターネットやSNSのトラブル等について生徒に向けての講演会を行うよう努めるとともに、教職員にも研修をしていくよう努めます。

4 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。
 - ① 休み時間や放課後の雑談の中での児童生徒の様子把握
 - ② 個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等による把握
- (2) 生徒が活動中はできる限り大人が活動を共にし、生徒の人間関係を観察するように努めます。
- (3) 生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに、教育相談週間の設定を行い、実態把握に努めます。
 - ① 相談窓口の周知
 久里浜中学校 相談室：
 横須賀市教育委員会 こどもの悩み相談ホットライン：046-822-6522
 神奈川県立総合教育センターいじめ110番：0466-81-8111
 - ② 学校だより、保健室だよりの発行
 - ③ 二者面談期間の設定
 第1期 6月半ばから7月の半ば（夏休み前）
 第2期 10月半ばから12月半ば（冬休み前）
 - ④ スクールカウンセラーの活用
- (4) 定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒の状況を客観的な把握に努める。アンケートについては、安心していじめを訴えられるよう持ち帰り記述にするなど工夫します。
 学校生活アンケートの実施 年3回（5月、9月、2月）

5 いじめへの対処

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わります。

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

(1) プロジェクトチームの設立

- ① 学級担任、学年教職員、生徒指導担当、支援教育コーディネーター、養護教諭、相談員などで役割分担をします。
- ② 具体的な指導や支援を共通理解する。
- ③ 「いつ」「誰が」「誰に対して」「どのようなねらいで」「どんな内容を」の指導をおこなうか確認します。
- ④ 情報を共有し、指導経過を確認します。
- ⑤ ミーティングは問題解決まで継続的におこないます。
- ⑥ 集まった情報やミーティングの議事録を作成します。

(2) 多方面からの情報収集による全体像の把握をします。

- ① 関係者や周囲からの聞き取りによって事実を確認します。
- ② 「いじめられた子ども」の話しを基に、「周囲の生徒」「関わりのなる教職員」「保護者」「いじめた生徒」から、「何があったのか」を聞き取りや記録などをもとに情報収集します。
- ③ 「事実確認」と「指導」を明確に区別する。生徒や保護者との信頼感等を崩さないよう当事者のプライバシーに配慮し、聞き取りでは「時間」「場所」「方法」に配慮して、臨む。
- ④ いじめの全体像の把握をおこない、指導計画をたてます。
- ⑤ いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周囲の生徒への指導、保護者への説明と協力要請、関係機関や地域との連携を、いつ、だれが、どのようにおこなうかを決め、全職員に周知します。
- ⑥ 聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「生徒の心理」などを含むいじめの全体像を把握してから、これに基づき対策会議で具体的な方針を立てます。

(3) 問題解決のための支援と指導

- ① いじめられた生徒に対して
 - ・共感的な態度で生徒の話をしっかりと聞きます。
 - ・事実確認を徹底して取り組みます。
 - ・生徒の意向をくみながら具体的なプランをたてます。
 - ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなど具体的な安全確保を教職員で分担してあたります。
 - ・いじめを受けた当該生徒が安心して教育を受けられるようにするため、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において個別に学習できるような措置を講じます。
- ② いじめた生徒への指導と支援
 - ・行動の事実確認をし、自分行為の重さを理解させる。

- ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた相談活動や支援をおこないます。

③ いじめた生徒への指導と支援

- ・行動の事実確認をし、自分の行為の重さを理解させます。
- ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた相談活動や支援をおこないます。

④ 周囲の生徒への指導

- ・必要に応じて学級、学年、学校全体に広げて再発防止へ向けた指導をおこないます。

⑤ 保護者への対応

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請します。
- ・解決後も定期的に学校での様子を報告します。

⑥ その他

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- ・インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めています。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとります。

(4) 経過観察と再発防止に向けて

① 継続的な経過観察と追加支援

② 再発防止に向けて指導体制の点検

(5) その他

具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

6 重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、次の対応を行います。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。

7 その他

- (1) 組織的な指導体制を作ります。
- (2) 小学校と連携をして情報の共有をします。
- (3) 生徒と向き合う時間の確保に努めます。
- (4) いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に係る校内研修や、いじめ未然防止のための校内研修を行います。
- (5) 地域や家庭との連携を図ります。